

NTT ドコモビジネス「アイデアシート作成支援 AI エージェント」

－ サービスの実態と知財 AI 市場における戦略的位置づけ －

2026 年 7 月 30 日（第 2 版）

Claude Opus 5

【記述区分の凡例】本稿では記述の性格を次の 3 区分で示す。〔確認〕公表資料に直接記載がある事項。〔推認〕複数の公表資料から合理的に推測できる事項。〔評価〕執筆者による競争力・市場性・実務影響の判断。

1. 要旨

- 〔確認〕NTT ドコモビジネス（旧 NTT コミュニケーションズ）は 2026 年 7 月 30 日、発明者がアイデアシート（＝発明提案書）を作成する負担を軽減する対話型 AI エージェントの提供を開始した¹。キャノンとの実証実験（2025 年 12 月）でアイデアシート作成時間の短縮と発明者の心理的負担の軽減を確認し、キャノンは 2026 年 7 月より一部の開発部門でパイロット利用を開始している^{1,3}。料金は対象範囲に応じた個別見積りであり、企業のセキュリティポリシーに応じてプライベートクラウドまたはオンプレミス環境での構築・利用が可能とされる¹。
- 〔確認・推認〕位置づけは「発明の掘り起こし～アイデアシート化」に特化した川上工程の支援ツールであり、明細書案作成・先行技術調査・拒絶理由対応は今後の開発予定とされる¹。基盤 LLM およびエージェント基盤の具体的構成は公表されていない。NTT R&D フォーラム 2025 の関連展示では、純国産 LLM 「tsuzumi 2」を活用した「特許出願業務支援 AI エージェント」が紹介されており⁴、同系統の技術資産を用いている可能性が高いが、本サービスへの適用は確認できない。
- 〔確認〕制度面では、DABUS 事件について最高裁第二小法廷が 2026 年 3 月 4 日付で上告を受理しない決定を行い、「発明者は自然人に限られる」とした知財高裁判決が確定した^{14,20}。AI 利用発明における産業財産権法上の対応は、知的財産推進計画 2026 を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会・意匠制度小委員会で検討が進められている¹⁷。
- 〔評価〕本サービスは、人間の判断をワークフローに組み込む Human in the loop と、閉域環境を選択できる設計により、発明者性の説明可能性および秘密管理上のリスク低減を図るものと位置づけられる。ただし発明者適格性は、人間が具体的な技術的着想をどの程度形成したかにより個別に判断される。

2. 確認済みの事実

2.1 サービスの基本情報

- サービス名・提供開始日：「アイデアシート作成支援 AI エージェント」、2026 年 7 月 30 日提供開始¹。
- アイデアシートの定義：発明者が発明の内容を知財部門や特許事務所に伝達・説明するための書類。これをもとに特許出願の判断がされた場合、明細書を知財部門または特許事務所が作成し出願する¹。実質的に「発明提案書」「発明届出書」に相当する。
- 主な機能：①対話型ワークフローによるアイデアの整理・深掘りとアイデアシートの作成・出力、②特許検索システムから取得した特許情報や関連するアイデアシートをアップロードし自身のアイデアとの差異・優位性を比較・分析、③対話の途中でもワークフロー上流に戻る再実行機能¹。
- 特長：発明提案に関する業務プロセスや業界知識を踏まえたワークフロー設計、ヒトの判断を柔軟に組み合わせる「Human in the loop」の考え方の適用、および企業のポリシーに応じたプライベートクラウドまたはオンプレミス環境での構築・利用¹。
- 料金：対象範囲により個別見積り¹。
- 実証：キャノンと 2025 年 12 月に実証実験を実施し、①発明の整理と言語化支援による作成時間の短縮、②対話を通じた思考整理支援による心理的負担の軽減を確認。キャノンは 2026 年 7 月より一部の開発部門でパイロット利用を開始^{1,3}。
- 今後の展開：明細書案作成・先行技術調査・拒絶理由対応に対応した AI エージェントの開発を予定¹。
- 弁理士監督の明記：日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」¹⁹を引用し、AI を用いての特許出願書類作成は法令遵守の観点から弁理士の監督下で行うことを前提とする旨がリリース注記に明記されている¹。

2.2 技術要素

- 〔確認〕本サービスのプレスリリースには、基盤 LLM 名およびエージェント開発基盤に関する記載はない¹。背景説明として、2025 年 6 月開始の「20 種の AI エージェントを活用した業界別ソリューション」等で培った AI エージェント技術と実務適用のノウハウを活かしたと述べられているにとどまる^{1,7}。
- 〔確認〕NTT R&D フォーラム 2025 の展示資料（A04）では、NTT ドコモビジネスの「特許出願業務支援 AI エージェント」が、NTT 研究所開発の純国産 LLM「tsuzumi 2」と同社開発の AI エージェントの組み合わせによりアイディエーション支援・効率化を実現すると明記されている⁴。
〔推認〕本サービスも同系統の技術資産を用いている可能性が高いが、同一構成であるとは断定できない。

- 〔確認〕「tsuzumi 2」は 2025 年 10 月 20 日提供開始⁵。前身 tsuzumi の 70 億パラメータから 300 億へ大規模化しながら、NVIDIA A100 40GB 1 基で動作する。NTT が公表したベンチマークでは、Llama 3.3 70B や gpt-oss-120b など、より大規模なモデルと遜色のない日本語処理性能を示したとされる^{5,6}。日本語ビジネス文書の RAG 検索要約・情報抽出に重点が置かれ、軽量ゆえオンプレミス／プライベートクラウドで機微情報を扱う用途に適する。2026 年 5 月には図表入り日本語文書処理を強化するアップデートが公表された。
- 〔確認〕前身にあたる「知財文書作成エージェント」は、2025 年 6 月 19 日開始の業界別ソリューション群の一つとして、エクサウィザーズとの共同開発により提供された^{7,8}。〔確認〕同群の構築基盤はエクサウィザーズのエージェント開発・運用プラットフォーム「exaBase Studio」とされる⁸。
- 〔留保〕本サービスが同基盤を用いているか否かは公表されておらず、確認できない。

3. サービスの実態

〔推認〕NTT ドコモビジネスは、2025 年 6 月開始の「20 種の AI エージェントを活用した業界別ソリューション」の延長線上に、発明の川上工程に特化した本サービスを投入したとみられる^{1,7}。前身群に含まれる知財文書作成エージェントが明細書作成まで視野に入れていたのに対し、本サービスは「アイデアシート（発明提案書）作成」に絞り込み、発明者本人の負担軽減と発明の質向上を主眼とする¹。両者は別発表・別サービスであり、混同に注意を要する。

〔確認・評価〕料金は対象範囲に応じた個別見積りであり、個別導入・構築型の性格が強いとみられる¹。SaaS としての標準メニューの有無を含む詳細な提供形態は、公表情報からは確認できない。未公開の発明情報を扱う用途では、プライベートクラウドまたはオンプレミス環境を選択できることが競合サービスとの差別化要素になり得る。対象顧客は明示されていないが、初期実証がキャノンであることから、大企業の知財部門・研究開発部門が中核ターゲットと推定される。

〔評価〕機能面の核は、AI との対話を通じてブレインストーミングに近い形で発明者の思考整理を促す点にあると考えられる。請求項ドラフト生成は本サービスの明示機能ではなく、上位概念化・実施形態展開もアイデアシートの範囲での整理支援にとどまると解される。定量的効果は「作成時間の短縮」「心理的負担の軽減」という定性的表現にとどまり、短縮率などの具体的数値は公表されていない¹。

4. NTT グループの知財 AI 戦略における位置づけ

- 〔確認〕ブランド再編：NTT コミュニケーションズは 2025 年 7 月 1 日に NTT ドコモビジネスへ社名変更した¹。本サービスは新ブランド下の「産業・地域 DX プラットフォーマー」戦略の一環に位置づけられる。

- 〔確認〕エクサウィザーズ提携：2025 年 5 月 28 日、NTT Com がエクサウィザーズとの資本業務提携を発表⁹。セキュア AI プラットフォームと業界・業務特化型 AI エージェントの共同開発、AI サービス群の販売連携が柱であり、2025 年 6 月の業界別ソリューション群はこの共同開発の産物である^{7,8,9}。
- 〔確認〕NTT の知財ポジション：WIPO「Patent Landscape Report on Generative AI」によれば、2014～2023 年に公開された生成 AI 関連特許ファミリーの権利者ランキングにおいて、日本企業として NTT が 13 位、ソニーグループが 20 位に位置する¹⁰。なおこの順位は生成 AI 関連特許全般についての恒久的な順位ではなく、同報告書が設定した対象期間・集計基準に基づくものである。
- 〔評価〕以上より、NTT グループ自身が生成 AI 関連特許の主要出願主体であり、社内知財実務の知見を外販ソリューション化した側面が強いとみられる。R&D フォーラム展示で tsuzumi 2 活用が示されていることも踏まえると⁴、自社 LLM×エージェント基盤という垂直統合が競争優位の源泉となり得る。

5. 競合・市場環境の比較分析

5.1 国内サービス

サービス／企業	提供主体	発明掘り起こし～提案書作成の該当機能	基盤・特徴	提供形態
アイデアシート作成支援 AI エージェント	NTT ドコモ ビジネス	対話型でアイデアを整理・深掘りしアイデアシートを出力。特許情報・既存シートとの差異／優位性を比較分析	基盤 LLM は未公表。 Human in the loop を重視。プライベートクラウド／オンプレミスを選択可能	個別見積り (対象範囲による)
サマリヤ（提案書作成支援機能）	パテント・インテグレーション	構造的発明整理→アイデア創出→国内外調査→請求項骨子を含む提案書の生成	弁理士が代表を務め、生成 AI による明細書作成関連の自社特許を保有と説明	SaaS
IP Samurai／AI Samurai ONE・ZERO	AI Samurai	発明発掘・発明提案書作成・請求項作成を含む業務支援、特許 DB 連携	日本語特許特化、審査シミュレーション	SaaS
Tokkyo.Ai 生成 AI Plus	Tokkyo.Ai	発明届／発明提案書作成、出願依頼文の生成	特許データ特化、プライベート環境を訴求	SaaS
Toreru 特許	Toreru	AI 事前ヒアリングと弁理士ミーティングを組み合わせた発明提案書作成	弁理士サービスとのハイブリッド	オンライン
Amplified	amplified ai	発明提案書作成テンプレート、文章類似検索による先行技術提示	大規模な特許情報を対象とする検索基盤を説明	SaaS

サービス／企業	提供主体	発明掘り起こし～提案書作成の該当機能	基盤・特徴	提供形態
ユアサポ AI	Yoursup	発明提案書を起点に請求項・図面・明細書を生成	入力情報を学習に利用しない設計を訴求	SaaS

※ NTT 以外の国内各社の機能・特徴は各社の公表情報に基づく整理であり、本稿では各社一次資料での個別検証を行っていない。導入検討にあたっては各社公式サイト・製品資料により最新仕様を確認されたい。

5.2 海外サービス

サービス／企業	提供主体	発明掘り起こし～提案書作成の該当機能	基盤・特徴	提供形態
DeepIP	DeepIP（2024 年創業、NY／パリ）	invention harvesting／disclosure の構造化を明示的な起点に設定し、以降の工程まで接続	Microsoft Word 等の既存ツールに組み込むワークフローネイティブ型。 2026 年 3 月 3 日に Series B 2,500 万ドル（累計 4,000 万ドル）を公表	SaaS
Solve Intelligence	Solve Intelligence（2023 年創業）	Invention Harvesting を製品領域の一つとして提供。出願書類ドラフティング、中間対応、クレームチャートまで展開	ブラウザ型の Patent Copilot。2025 年 12 月 9 日に Series B 4,000 万ドル（累計 5,500 万ドル）を公表	SaaS

出典：DeepIP^{11,13}、Solve Intelligence^{11,12}。

5.3 分析

〔評価〕国内競合の多くは SaaS 型であり、発明提案書の生成まで一気通貫で担うことを志向する。これに対し NTT の思想は、①発明者本人の思考整理（掘り起こし）に軸足を置き、②Human in the loop により人間の判断を工程内に組み込み、③閉域環境を選択できる形で秘密管理に配慮する点に特徴がある¹。

〔確認・評価〕海外では DeepIP・Solve Intelligence のいずれも invention harvesting を製品領域に組み込んでおり^{12,13}、川上工程の取り込みは日本固有ではなく国際的な潮流と評価できる。両社は同時に、ドラフティング・中間対応・クレームチャート等の下流工程まで一体で提供している点で、現時点の本サービスより機能網羅性が広い。NTT の相対的優位は、国産 LLM・データ主権・閉域運用と、大企業への顧客基盤および SI 提供力にあると考えられる。

6. 実務・制度上の論点

6.1 発明者適格性 (inventorship)

- 〔確認〕日本：DABUS 事件で知財高裁（令和 7 年 1 月 30 日、令和 6 年（行コ）第 10006 号）が「発明者は自然人に限られる」と判示し、最高裁第二小法廷が 2026 年 3 月 4 日付で上告を受理しない決定を行ったことで、同判決が確定した^{14,20}。最高裁が実体判断を示したものではない点に留意を要する。
- 〔評価〕本サービスは AI を発明者とするものではなく、自然人である発明者の思考を整理・言語化する支援ツールであり、現行法上の発明者適格性を直ちに損なう設計ではない。もっとも、AI が発明の構造化・上位概念化・実施形態展開に深く関与した場合に、着想（conception）を人間が保持していたと言えるかは論点として残る。知財高裁判決・地裁判決はいずれも AI 発明について立法論としての検討の必要性に言及している²⁰。
- 〔確認〕米国：USPTO は 2024 年 2 月 13 日の Inventorship Guidance¹⁶を 2025 年 11 月 28 日付で全部撤回し、改訂ガイダンスに差し替えた¹⁵。改訂後の整理では、AI 支援発明にも通常と同一の発明者判断基準が適用され、AI システムは実験器具・ソフトウェア・研究用データベースと同様、人間の発明者が用いる道具と位置づけられる。Pannu 要素は複数の自然人が共同発明者に当たるかを判断する場面にのみ適用され、自然人が 1 名の場合には適用されない一方、複数の自然人が関与する場合には従来どおり共同発明者法理が適用される¹⁵。判断は依然として高度に事実依存的である。
- 〔確認〕日本の政策動向：知的財産推進計画 2026 は、生成 AI 技術の発達により知的創造活動が変化していることを踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会および意匠制度小委員会において、AI 技術の発達を踏まえた産業財産権上の適切な対応の検討が進められていると記述する¹⁷。AI 利用発明における人間の関与や発明者の考え方は、2025 年計画以来の継続的な検討課題である¹⁸。生成 AI の開発者・利用者・効果確認者のいずれが発明者に含まれ得るかといった具体論は、推進計画本文ではなく特許制度小委員会の資料・議事録により確認されたい。

6.2 実施可能要件・サポート要件・進歩性

〔評価〕生成 AI が実施形態のバリエーションを大量生成すれば、明細書のサポート要件・実施可能要件（特許法 36 条）の充足に資する一方、裏付けのない記載が混入すれば逆に要件違反・拒絶理由のリスクとなる。また当業者の水準が AI によって底上げされれば進歩性のハードルが上がるとの議論もあるが、実務・学説とも確立した結論はなく、現時点では認識の幅を示すにとどめるべきである。

6.3 秘密管理・新規性喪失リスク

- 〔評価〕未公開の発明情報を外部の生成 AI に入力する場合、利用規約、入力情報の学習利用の有無、保存期間、第三者アクセスおよび秘密保持条項の内容によっては、守秘義務違反や新規性喪失のリスクが生じ得る。ただし、外部 LLM への入力のみをもって直ちに特許法 29 条 1 項の「公然知られた」に該当するとの見解は確立していない。
- 〔確認・評価〕本サービスは、企業のポリシーに応じてプライベートクラウドまたはオンプレミス環境を選択できる設計とされており¹、上記リスクの低減に資する。ただし環境選択それ自体が法的リスクを解消するものではなく、契約上のデータ取扱条件と運用実態の確認が必要である。

7. 評価・反応

- 〔確認〕弁理士会：日本弁理士会は令和 7 年（2025 年）4 月に「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」を公表した¹⁹。同ガイドラインは、生成 AI の生成物は正確性が保証されたものではないことから、弁理士がその正確性を確認し、最終的には弁理士が責任をもって提供すべきであること、利用規約およびプラン仕様、入力情報の学習利用の有無、秘密保持に関する規定、クライアントの同意、AI 生成物による他者の知的財産権（特に著作権）侵害の有無等に留意することを求めている。本サービスのリリースも同ガイドラインを引用し、弁理士監督下での書類作成を前提としている¹。
- 〔評価〕専門家の受け止め：発明の掘り起こし・言語化は AI 支援の効果が出やすい領域として一定の期待がある一方、AI 生成文書の均質化・凡庸化、出願件数が増えても質が伴うかという懸念、発明者の暗黙知を引き出すことの限界が指摘されている。
- 〔評価〕知財部門への実務的インパクト：発明発掘会議の在り方の変化（AI との壁打ちの前置化）、知財部員の役割が「文書作成」から「AI 出力の評価・戦略判断」へシフトすること、アイデアシートの質向上により特許事務所側の手戻りが減ることなどの分業変化が想定される。

8. 提言

- 川上工程限定の PoC から着手する。本サービスは発明掘り起こし～アイデアシート化に特化しており、既存の明細書作成・調査ツールを置換するものではない。自社の発明提案プロセスのボトルネックが「発明者の言語化負担」にあるかを見極め、そこに絞った PoC から始めるべきである。発明提案書の差戻し率・作成リードタイムが定量的に改善すれば横展開する。
- 秘密管理要件を形式ではなく実質で評価する。パブリッククラウドか否かという形式だけでなく、入力情報の学習利用、保存、アクセス制御、ログ管理、秘密保持義務および契約上のデータ取扱条件を確認する。「入力情報を保存しない」「学習に利用しない」「推論ログを残さない」のいずれを要求するのかを、自社基準として事前に定義しておく。

- 発明者適格性の記録を制度化する。AI 協働下でも「着想を保持した自然人」が誰かを説明できるよう、対話ログと人間の判断介入点を証跡化する運用を整備する。米国改訂ガイダンス¹⁵ および日本の特許制度小委員会の検討¹⁷の進展を四半期単位でモニタリングし、発明者の考え方について制度的方針が示された時点で職務発明規程等の改訂に着手する。
- 弁理士監督フローを明文化する。AI 生成のアイデアシート・出願書類は必ず弁理士／知財部の検証を経る運用を、日本弁理士会ガイドライン¹⁹に沿って規程化する。
- ベンダー比較は「思想」で行う。生成の速度と一貫通貫性を求めるなら SaaS 型、掘り起こし・対話・データ主権を重視するなら NTT 型が適合する。海外拠点・多言語出願が多い場合は DeepIP、Solve Intelligence 等も併せて検討すべきである^{12,13}。

9. 留保事項

- 本サービスの定量効果（作成時間短縮率、出願件数の増減、品質指標）は公表されておらず、「短縮」「軽減」という定性表現にとどまる¹。
- 基盤 LLM およびエージェント基盤の具体的構成は公表されていない¹。tsuzumi 2 の関連は R&D フォーラム展示⁴からの推認であり、本サービスへの適用を断定するものではない。exaBase Studio の採用可否も確認できない。
- 提供形態について、公表情報から確認できるのは対象範囲に応じた個別見積りであること、およびプライベートクラウドまたはオンプレミス環境での構築・利用が可能であることまでである¹。SaaS メニューの有無は不明である。
- 日本経済新聞記事²は有料記事であり、冒頭～中盤の内容は一次情報^{1,3}で裏付けを確認したが、全文は未検証である。
- 国内競合各社の機能・特徴は各社公表情報に基づく整理であり、本稿では各社一次資料での個別検証を行っていない。
- 制度論（発明者適格性、36 条要件、進歩性、新規性喪失の該当性）は学説・実務とも流動的であり、確立見解がない論点を含む。

参考文献

1. NTT ドコモビジネス株式会社「特許出願につながる発明提案の質と効率を高める『アイデアシート作成支援 AI エージェント』の提供を開始」2026 年 7 月 30 日. <https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2026/0730.html>
2. 日本経済新聞「NTT ドコモビジネス、AI で発明の説明書類作成支援 特許出願しやすく」2026 年 7 月 30 日. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC3039L0Q6A730C2000000/>（有料記事。全文は未検証）

3. @Press「特許出願につながる発明提案の質と効率を高める『アイデアシート作成支援 AI エージェント』の提供を開始」2026 年 7 月 30 日. <https://www.atpress.ne.jp/news/617649>
4. NTT R&D フォーラム 2025 展示資料 A04「特許出願業務支援 AI エージェント」. <https://www.rd.ntt/forum/2025/doc/A04-j.pdf>
5. 日本電信電話株式会社「大規模言語モデル『tsuzumi 2』の提供開始について」2025 年 10 月 20 日. <https://group.ntt.jp/newsrelease/2025/10/20/251020a.html>
6. ITmedia (tsuzumi 2 の性能に関する報道) 2025 年 10 月 23 日
7. NTT コミュニケーションズ株式会社「20 種の AI エージェントを活用した業界別ソリューションの提供を開始」2025 年 6 月 19 日. <https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2025/0619.html>
8. 株式会社エクサウィザーズ「NTT コミュニケーションズと業務に特化した 20 種の AI エージェントを活用した業界別ソリューションを発表」PR TIMES、2025 年 6 月 19 日. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000372.000030192.html>
9. 日本経済新聞「NTT コミュニケーションズ、エクサウィザーズと資本業務提携 企業向け AI を開発」2025 年 5 月 28 日. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC28BCH0Y5A520C2000000/>
10. WIPO “Patent Landscape Report on Generative AI”, 2. Global patenting and research in GenAI (2024 年) . <https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-generative-artificial-intelligence-genai/en/2-global-patenting-and-research-in-genai.html> (2014~2023 年に公開された生成 AI 関連特許ファミリーの権利者ランキングで、日本企業として NTT が 13 位、ソニーグループが 20 位と記載)
11. Lexology “DeepIP vs Solve Intelligence: A Practical Comparison of AI Patent Drafting, Review & Prosecution Tools (2026)”. <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a945581a-89b2-45ca-9a37-894711af9cdc>
12. Solve Intelligence “Solve Intelligence Raises \$40M Series B to Build AI for Patents and Launches Charts”, 2025 年 12 月 9 日. <https://www.solveintelligence.com/blog/post/solve-intelligence-raises-40m-series-b-to-build-ai-for-patents-and-launches-charts>
13. DeepIP “DeepIP Reaches \$40M to Lead the AI Patent Platform Market”, 2026 年 3 月. <https://www.deepip.ai/blog/deepip-40m-funding-ai-patent-platform>
14. 財経新聞「『AI は特許の発明者になれない』日本の最高裁が上告棄却、7 年に及ぶ世界的な法廷闘争に終止符」2026 年 7 月 6 日. <https://www.zaikai.co.jp/article/20260706/859896.html> (見出しは「上告棄却」だが本文は「上告を受理しない決定」と記載)
15. USPTO “Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions”, 90 FR 54636, 2025 年 11 月 28 日. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/html/2025-21457.htm>
16. USPTO “Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions”, 89 FR 10043, 2024 年 2 月 13 日. <https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions> (文献 15 により全部撤回)
17. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 ～成長戦略を支える知財戦略の推進～」2026 年 6 月 12 日. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
18. 知財応援 Blog「2025 年版『知的財産推進計画』を読み解く」. <https://chizaioen.com/chizaikeikaku2025/>
19. 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」令和 7 年 4 月. <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

20. ユアサハラ法律特許事務所「人工知能ダバス（DABUS）に関する令和 7 年 1 月 30 日知財高裁判決（令和 6 年（行コ）第 10006 号）と AI 発明に関する考察」. <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>

※ URL は 2026 年 7 月 30 日時点で内容を確認。文献 2 は有料記事のため全文未検証、文献 6 は報道記事のスニペットによる確認である。